

横須賀市報

第1878号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

条 例	
◇市長の専決処分事項に関する条例中一部改正……………	15249
規 則	
◇印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規 則……………	〃
◇横須賀市国民健康保険条例施行規則中一部改正……………	〃
◇横須賀市立中央斎場予約システムの利用等に関する規則 中一部改正……………	15250
◇廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施 行規則中一部改正……………	〃
◇浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則中一部 改正……………	〃
◇火災予防条例施行規則中一部改正……………	〃
◇市立学校の授業料等に関する条例施行規則中一部改 正……………	15251
告 示	
◇特定生産緑地の指定について……………	〃
◇個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金 の指定について中一部改正……………	〃
◇指定障害児通所支援事業者の指定について……………	〃
◇指定障害児通所支援事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定につい て……………	15252
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止につい て……………	〃
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について……………	〃
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業の廃止に ついて……………	〃
◇指定管理者の指定について……………	15253
◇生活保護法等に基づく医療機関の指定について……………	〃
◇生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止につい て……………	15254
◇生活保護法等に基づく指定医療機関の指定辞退につい て……………	15255
◇生活保護法等に基づく施術機関の指定について……………	〃
◇指定管理者の指定について……………	15257
◇指定管理者の変更について……………	〃
◇指定管理者の指定について……………	〃
◇指定管理者の指定について……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	〃
◇放置自転車等の移動について……………	15258
◇道路区域変更及び供用開始について……………	15259
◇指定管理者の指定について……………	〃
公 告	
◇債権差押調書の公示送達……………	〃
◇配当計算書の公示送達……………	〃
◇介護保険料納入通知書の公示送達……………	〃
◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送 達……………	〃
◇介護保険料の督促状の公示送達……………	15260
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の納入通知書の公示送達……………	〃
◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達……………	〃
◇開発行為の工事完了について……………	〃

- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達…………… 15261
 - ◇新型コロナウイルス感染症の予防接種について中一部改
正…………… 〃
 - ◇建築協定書の縦覧について…………… 〃
 - ◇農用地利用集積計画について…………… 〃
- 上下水道局告示
- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… 〃
 - ◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について…………… 15262
- 選挙管理委員会告示
- ◇選挙権を有する方の50分の1の数について…………… 〃
 - ◇選挙権を有する方の3分の1の数について…………… 〃
 - ◇選挙権を有する方の6分の1の数について…………… 〃

条 例

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月19日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第59号 (令和5年12月19日 掲 示 済)

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

市長の専決処分事項に関する条例(平成18年横須賀市条例第58号)の一部を次のように改正する。

本則中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、必要となる条例の規定を改正すること。ただし、地方税法を改正する法律が会計年度末に公布され、翌会計年度の初日から適用される場合であって、条例の規定の改正が従前のとおり経過措置を行うものとしてその期間を変更するものに限る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

横須賀市規則第64号 (令和5年12月19日 掲 示 済)

印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和5年12月19日

横須賀市長 上地克明

印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

印鑑条例の一部を改正する条例(令和5年横須賀市条例第25号)の施行期日は、令和5年12月20日とする。

横須賀市規則第66号

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月25日

横須賀市長 上地克明

横須賀市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

横須賀市国民健康保険条例施行規則(昭和39年横須賀市規則

第49号)の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第3条の3 条例第16条第3項の規定による届出は、国民健康保険産前産後期間に係る保険料軽減届出書に当該届出事実が確認できる書類を添付して行うものとする。

第10条第13号の次に次の1号を加える。

(13)の2 国民健康保険産前産後期間に係る保険料軽減届出書(第13号様式の2)

第13号様式の次に次の1様式を加える。

第13号様式の2(第10条第13号の2関係)

国民健康保険産前産後期間に係る保険料軽減届出書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住 所	
世帯主 氏 名	
(届出者) 個人番号	
電 話	
横須賀市国民健康保険条例第16条第3項に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。	

被保険者証 記号番号			
出産する方	(フリガナ) 氏 名		
	生年月日		
	個人番号		
出産予定日又は 出産日		単胎妊娠又は 多胎妊娠の別	単胎・多胎

(事務処理欄)

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

横須賀市規則第67号

横須賀市立中央斎場予約システムの利用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市立中央斎場予約システムの利用等に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市立中央斎場予約システムの利用等に関する規則(平成24年横須賀市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「期間」の次に「(以下「申込期間」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に申込期間を変更することができる。

第4条第2項本文中「午前0時」を「午前8時30分」に改める。

第6条第1号中「前日」の次に「の午後4時」を加える。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

横須賀市規則第68号

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則(昭和47年横須賀市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第35号様式を次のように改める。

第35号様式 削除

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

横須賀市規則第69号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年横須賀市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第11条を次のように改める。

(業務実績の報告)

第11条 浄化槽保守点検業者は、条例第12条第1項の規定により、当該年度の業務実績をまとめ、翌年度の5月末日までに次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 浄化槽の設置場所
- (2) 浄化槽管理者の氏名
- (3) 保守点検実施年月日(当該年度の最後に実施した日)
- (4) 保守点検実施回数
- (5) 浄化槽の処理方式
- (6) 浄化槽の処理対象人員

第12条中「第13号様式」を「第11号様式」に改める。

第2号様式(表)を次のように改める。

第2号様式 削除

第2号様式(裏)を削る。

第3号様式中「(第2条第3項関係)」を「(第2条第2項関係)」に改める。

第11号様式(表)から第12号様式までを削り、第13号様式を第11号様式とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第2号様式(表)の改正規定並びに第2号様式(裏)を削る改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

横須賀市規則第70号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則(昭和45年横須賀市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(蓄電池設備の蓄電池容量の算定)

第6条 条例第22条第1項に規定する蓄電池設備の蓄電池容量は、10時間(アルカリ蓄電池及びリチウムイオン蓄電池にあっては、5時間)放電率容量により算定するものとする。

第1号様式中「 Ⓔ 」を「 Ⓕ 」に改め、「(B5)」を削る。

第6号様式中「全出力又は定格容量」を「全出力又は蓄電池容量」に改め、同様式備考に関する部分第4項を次のように改める。

4 全出力又は蓄電池容量欄には、発電設備、変電設備、燃料電池発電設備又は急速充電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては蓄電池容量を記入すること。

附 則
この規則は、令和6年1月1日から施行する。

横須賀市規則第71号

市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和32年横須賀市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、入学検定料及び入学金の減免を受けようとする者は、校長を経ず、市長に提出するものとする。

第5条に次の1号を加える。

(3) その他市長が必要と認める書類

第10条中「授業料等の免除を受ける場合」の次に「その他市長が特に必要があると認める場合」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の市立学校の授業料等に関する条例施行規則の規定による入学検定料及び入学金の減免の手続については、前項の規定による施行の日前においても行うことができる。

告 示

横須賀市告示第249号 (令和5年12月12日 掲 示 済)

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、次のとおり生産緑地を特定生産緑地として指定しました。

令和5年12月12日

横須賀市長 上 地 克 明

番 号	位 置	区 域	特定生産緑地の面積	指定期限日
特-168	横須賀市大矢部5丁目地内	別図のとおり	平方メートル 約 640	令和15年 12月24日
特-169	横須賀市芦名2丁目地内		約 2,300	
特-170	横須賀市津久井3丁目地内		約 780	

(別図略)

横須賀市告示第251号

平成21年横須賀市告示第127号（個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定について）の一部を次のように改正します。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

条例第12条の3第1号アに掲げる寄附金の部第2項の表に次のように加える。

社会福祉法人湘南福祉協会（横須賀市鷹取一丁目1番1号）	同上	令和5年1月1日から
-----------------------------	----	------------

横須賀市告示第252号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年12月1日	ONEPLAY. GIFTED久里浜	横須賀市久里浜4丁目5番2号久里浜ロンタンビル3階	児童発達支援	横須賀市久里浜四丁目5番2号久里浜ロンタンビル3階 株式会社 Solleil 代表取締役 簗 輪 果 林

横須賀市告示第253号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次に掲げる者から指定通所支援の事業を廃止す

る旨の届出がありました。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年10月31日	放課後等デイサービス りんごばい	横須賀市ハイランド4丁目5番4号	放課後等デイサービス	横須賀市ハイランド四丁目5番4号 株式会社 HUMANE NURSE 代表取締役 米 山 香 織

横須賀市告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし

て指定しました。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
-------	--------	---------	---------	---------------------------

令和5年 12月1日	花物語よこすか浦郷	横須賀市浦郷町4丁目1 番地2	認知症対応型共同 生活介護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協 会 代表取締役 江 頭 瑞 穂
---------------	-----------	--------------------	------------------	--

横須賀市告示第255号

介護保険法（平成9年法律第123号）第54条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型介護予防サービス事

業者として指定しました。
令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和5年 12月1日	花物語よこすか浦郷	横須賀市浦郷町4丁目1 番地2	介護予防認知症対 応型共同生活介護	横浜市青葉区みたけ台5番地10 株式会社日本アメニティライフ協 会 代表取締役 江 頭 瑞 穂

横須賀市告示第256号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和5年 11月30日	太田和湘南ホームデ イサービスセンター	横須賀市太田和5丁目 500番地	通所介護	横須賀市鷹取一丁目1番1号 社会福祉法人湘南福祉協会 理事長 松 藤 静 明

横須賀市告示第257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。
令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和5年 11月30日	グループホーム あ んずの家	横須賀市浦郷町4丁目1 番地2	認知症対応型共同 生活介護	横須賀市追浜本町二丁目14番地 株式会社メディカルピュア湘南 代表取締役 小 吹 優

横須賀市告示第258号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。
令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和5年 11月25日	みどりケアプラン	横須賀市長沢1丁目14番 A-105号	居宅介護支援	横須賀市長沢一丁目14番A-105号 合同会社岡部 代表社員 岡 部 みどり
令和5年 12月14日	生き生きケアマネジ メント	横須賀市追浜南町2丁目 17番地	居宅介護支援	横須賀市追浜南町二丁目17番地 有限会社宇佐美潔建築計画工房 代表取締役 宇佐美 潔

横須賀市告示第259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型介護予防サービ

スの事業を廃止する旨の届出がありました。
令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和5年 11月30日	グループホーム あ んずの家	横須賀市浦郷町4丁目1 番地2	介護予防認知症対 応型共同生活介護	横須賀市追浜本町二丁目14番地 株式会社メディカルピュア湘南 代表取締役 小 吹 優

横須賀市告示第 260 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、横須賀市療育相談センターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 5 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設
療育相談センター条例（平成18年横須賀市条例第66号。以下「条例」という。）第 2 条に掲げる施設
- 2 指定管理者
横浜市神奈川区西神奈川 1 丁目 9 番地の 1
社会福祉法人青い鳥
理事長 飯 田 美 紀
- 3 指定期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和16年 3 月31日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 児童発達支援及び医療型児童発達支援（治療に係る部分を除く。）に係るセンターの使用の許可に関する事。
 - (2) 条例第 3 条に規定する事業の実施に関する事。
 - (3) 第 1 項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他協定に定める業務

横須賀市告示第 261 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる医療機関を医療扶助のための医療を担当させる機関として指定しました。

令和 5 年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年月日	名 称	所 在 地
令和 4 年 1 月 1 日	大津グリーン歯科クリニック	横須賀市大津町 1 丁目12番20号相和地所ビル 101
同	調剤薬局ぶどう	横須賀市池田町 5 丁目 8 番13号
令和 4 年 1 月 4 日	さいとう内科クリニック	横須賀市上町 1 丁目40番地12上町Nビル 1 F
令和 4 年 2 月 1 日	サニーナース訪問看護ステーション	横須賀市津久井 4 丁目 1 番 3 号高橋店舗 2 階
令和 4 年 2 月12日	井口耳鼻咽喉科医院	横須賀市久里浜 1 丁目 3 番17号鈴栄メディカルビル 4 F
令和 4 年 3 月 1 日	まちの診療所つるがおか	横須賀市鶴が丘 2 丁目 3 番 9 号
同	サンライズファミリークリニック	横須賀市武 1 丁目28番 5 号
令和 4 年 3 月14日	わかばアサヒ薬局	横須賀市鶴が丘 2 丁目 3 番 7 号
令和 4 年 4 月 1 日	恵徳会整形外科クリニック	横須賀市平作 8 丁目20番15号衣笠かつみクリニックビル 4・5 階
同	菱沼クリニック	横須賀市野比 1 丁目42番47号
同	ナチュラル・ライフ・デンティストリー	横須賀市衣笠町13番22号
同	クリエイト薬局京急長沢駅前店	横須賀市長沢 1 丁目34番11号
令和 4 年 5 月 1 日	こうようクリニック	横須賀市小川町28番地 1 横須賀ハイム 204

同	衣笠ヘルスケア歯科・矯正歯科	横須賀市衣笠栄町 1 丁目40番地
令和 4 年 6 月 1 日	田辺おおやベクリニック	横須賀市大矢部 2 丁目 8 番21号
同	あうる訪問看護リハビリステーション北久里浜	横須賀市根岸町 5 丁目16番 3 号ハビタ 4 番館 2 A 号室
同	わかば薬局おおやべ店	横須賀市大矢部 2 丁目 8 番22号
令和 4 年 7 月 1 日	あき・アイクリニック	横須賀市佐野町 4 丁目51番地 3 階
同	訪問看護 杏の花	横須賀市根岸町 5 丁目17番12号ツカサハイム 2 番館 202
令和 4 年 7 月18日	高橋歯科医院	横須賀市池上 2 丁目16番17号
令和 4 年 8 月 1 日	伊東歯科医院	横須賀市久里浜 5 丁目13番22号ラウレア久里浜 1 F
同	さの薬局	横須賀市佐野町 4 丁目51番地
同	クリエイト薬局横須賀浦賀店	横須賀市浦賀 5 丁目12番20号
令和 4 年 9 月 1 日	うみがめ訪問看護ステーション	横須賀市長井 5 丁目31番11号
令和 4 年 9 月24日	マルフジ鶴見薬局駅前店	横須賀市船越町 5 丁目 3 番地 3
令和 4 年 10 月 1 日	しんわ全人クリニック	横須賀市三春町 1 丁目 3 番地
同	よこすかみかん	横須賀市長沢 1 丁目 3 番15号
令和 4 年 11 月14日	看護小規模多機能型居宅介護はるかぜハウス	横須賀市長沢 1 丁目 8 番23号
令和 4 年 12 月 1 日	横須賀みなみ診療所	横須賀市追浜町 2 丁目14番地
同	西尾整形外科・内科	横須賀市グリーンハイム 3 番 8 号グリーンプラザ 102 号
令和 5 年 1 月 1 日	やまうち内科クリニック	横須賀市衣笠栄町 1 丁目61番地
同	つばさ在宅ファミリークリニック	横須賀市金谷 1 丁目 1 番 3 号横山ビル 301 号室
令和 5 年 1 月18日	北久里浜医院	横須賀市根岸町 3 丁目 2 番15号
令和 5 年 2 月 1 日	よつ葉よこすか	横須賀市津久井 2 丁目 2 番51号和賀ビル 1 階
同	コトブキ調剤薬局横須賀店	横須賀市船越町 1 丁目12番地
令和 5 年 4 月 1 日	あらかわファミリーデントタル	横須賀市馬堀町 4 丁目 6 番 5 号
同	みどり薬局	横須賀市大矢部 5 丁目11番 1 号
同	いづく米田薬局	横須賀市西浦賀 1 丁目 6 番13号

令和5年 5月1日	うざわクリニック	横須賀市追浜町3丁目14番地9和幸ビル4F
同	MED AGREE CLINICよこすか	横須賀市小矢部2丁目19番10号小矢部第1菱田ビル1階・2階
同	浦賀メディカルクリニック	横須賀市鴨居2丁目6番1号
同	久里浜糖尿病・甲状腺クリニック	横須賀市久里浜4丁目3番12号Lビル2階205号室
同	Go Dental Clinic	横須賀市若松町3丁目10番地
同	訪問看護リハビリステーション move	横須賀市衣笠栄町2丁目32番地2階
同	クリエイト薬局横須賀湘南池上店	横須賀市池上7丁目45番3号
同	美和薬局	横須賀市久里浜4丁目3番12号Lビル2階
令和5年 6月1日	けいあい訪問看護ステーション	横須賀市舟倉1丁目32番1号コーエイマンション久里浜117
令和5年 7月1日	横須賀大津駅前クリニック	横須賀市大津町1丁目12番22号
同	マルフジ鶴見薬局田浦店	横須賀市田浦町2丁目84番地
令和5年 8月23日	武整形外科	横須賀市武3丁目5番36号
令和5年 9月1日	ヨクナル薬局	横須賀市根岸町3丁目3番3号
同	丘のうえ薬局	横須賀市ハイランド4丁目5番4号
令和5年 10月1日	耳鼻咽喉科 森医院	横須賀市米が浜通1丁目18番地13 2F
同	衣笠駅前整形外科リハビリ・骨粗鬆症クリニック	横須賀市衣笠栄町2丁目1番地2夢Qビル1F
同	リブラ薬局衣笠店	横須賀市衣笠栄町2丁目1番地2

横須賀市告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる医療機関から、指定医療機関としての事業を廃止した旨の届出がありました。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和4年 1月3日	さいとう内科クリニック	横須賀市上町1丁目40番地12上町Nビル1F
令和4年 1月24日	ローズマリークリニック	横須賀市若松町2丁目7番地藤田ビル5F
令和4年 2月5日	横須賀スマイル歯科	横須賀市安浦町2丁目8番地9 1F
令和4年 2月11日	井口耳鼻咽喉科医院	横須賀市久里浜1丁目3番17号鈴栄メディカルビル4F

令和4年 2月25日	いがらし薬局	横須賀市岩戸3丁目27番8号
令和4年 2月28日	三輪医院	横須賀市鶴が丘2丁目3番2号
同	サンライズファミリークリニック	横須賀市武1丁目20番17号ライフコート横須賀武山クリニックビル3階
令和4年 3月13日	アサヒ薬局	横須賀市鶴が丘2丁目6番2号
令和4年 3月28日	ひろこどもクリニック	横須賀市追浜町3丁目2番地ナスカクリニックビル4F
令和4年 3月30日	津久井歯科	横須賀市津久井2丁目17番24号
令和4年 3月31日	神奈川県同胞援護会衣笠診療所	横須賀市平作8丁目14番1号
同	菱沼クリニック	横須賀市野比1丁目42番47号
令和4年 4月1日	西田歯科医院	横須賀市粟田2丁目31番8号
令和4年 4月30日	衣笠ヘルスケア歯科・矯正歯科	横須賀市衣笠栄町1丁目40番地
同	タカヤマ薬局長坂店	横須賀市長坂3丁目3番6号
令和4年 5月31日	田辺おおやベクリニック	横須賀市大矢部2丁目2番18号
令和4年 6月5日	ハックドラッグ横須賀三笠通り薬局	横須賀市大滝町2丁目21番地
令和4年 6月26日	伊東歯科医院	横須賀市久里浜5丁目13番22号
令和4年 6月30日	みらい薬局横須賀店	横須賀市小川町28番地1 横須賀ハイム102
令和4年 7月17日	高橋歯科医院	横須賀市池上2丁目16番17号
令和4年 8月31日	ながしま薬局	横須賀市本町1丁目12番地6
令和4年 9月23日	マルフジ鶴見薬局駅前店	横須賀市船越町5丁目4番地4
令和4年 11月6日	赤羽整形外科クリニック	横須賀市長坂2丁目9番36号
令和4年 12月31日	やまうち内科クリニック	横須賀市衣笠栄町1丁目61番地
令和5年 1月14日	みどり薬局	横須賀市大矢部5丁目11番1号
令和5年 1月17日	北久里浜医院	横須賀市根岸町3丁目2番15号
令和5年 1月31日	はるかぜ訪問看護ステーション湘南長沢	横須賀市津久井2丁目2番51号和賀ビル1階
同	看護小規模多機能型居宅介護はるかぜハウス	横須賀市長沢1丁目8番23号
令和5年 2月5日	いづく米田薬局	横須賀市西浦賀1丁目6番13号
令和5年 3月31日	あらかわファミリーデントタル	横須賀市馬堀町4丁目6番5号

令和5年 4月7日	長坂歯科診療所	横須賀市長坂4丁目8番 43号
令和5年 4月30日	うざわクリニック	横須賀市追浜町3丁目14 番地9和幸ビル4F
同	うさぎ調剤薬局	横須賀市衣笠栄町1丁目 27番地三富ビル1F
令和5年 6月30日	伊藤クリニック	横須賀市追浜本町2丁目 33番地
同	とづか内科クリニック	横須賀市大津町1丁目12 番22号
同	タカノ薬局湘南秋谷	横須賀市秋谷4430番地
令和5年 8月22日	武整形外科	横須賀市武3丁目5番36 号
令和5年 8月31日	よつ葉よこすか	横須賀市津久井2丁目2 番51号和賀ビル1階
同	美和薬局	横須賀市久里浜4丁目3 番12号Lビル2階

令和5年 9月30日	耳鼻咽喉科 森医院	横須賀市米が浜通1丁目 18番地13 2F
---------------	-----------	--------------------------

横須賀市告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる医療機関から、指定医療機関としての事業を辞退したい旨の届出がありました。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

辞 退 年月日	名 称	所 在 地
令和4年 12月31日	オールスマイルデンタルクリニック	横須賀市大滝町2丁目6 番地ザ・タワー横須賀中 央3階

横須賀市告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる施術機関を医療扶助のための施術を担当させる機関として指定しました。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	名 称	所 在 地	施 術 者	種 類
令和4年1月1日	かおり鍼灸院	横須賀市秋谷5471番地1	太 田 清 香	あん摩・マッ サージ
令和4年2月1日	サンビーチ鍼灸マッサー ジ院	横須賀市追浜本町1丁目28番地5サ ンビーチ追浜2F	宮 崎 洋 美	あん摩・マッ サージ
同	サンビーチ鍼灸マッサー ジ院	横須賀市追浜本町1丁目28番地5サ ンビーチ追浜2F	宮 崎 洋 美	はり・きゅう
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125 号	佐 藤 絹 夏	あん摩・マッ サージ
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125 号	鈴 木 蓮	あん摩・マッ サージ
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125 号	佐 藤 絹 夏	はり・きゅう
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125 号	鈴 木 蓮	はり・きゅう
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125 号	田 子 宣 壮	柔道整復
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125 号	長 島 由 里 子	柔道整復
同	訪問マッサージこころ池 袋治療院	東京都豊島区池袋2丁目41番6号第 一ジャンボールビル5階	新 廣 理 沙	はり・きゅう
令和4年3月1日	からだ元気治療院横須賀 北久里浜店	横須賀市岩戸5丁目27番22号	野 口 朋 与	はり・きゅう
同	HEALING OFF ICE 楽鍼灸整骨院	横須賀市久里浜4丁目8番12号ダイ ナリビル2F	篁 浩 平	はり・きゅう
令和4年4月1日	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125 号	望 月 昇	あん摩・マッ サージ
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125 号	望 月 昇	はり・きゅう
同	野比海岸 r i c o 鍼灸治 療サロン	横須賀市長沢3丁目7番42号	紺 野 徳 子	あん摩・マッ サージ
同	野比海岸 r i c o 鍼灸治 療サロン	横須賀市長沢3丁目7番42号	紺 野 徳 子	はり・きゅう
令和4年5月1日	訪問マッサージ V i c t o r y	横須賀市大矢部3丁目1番3号	荻 野 裕 太	あん摩・マッ サージ

同	訪問マッサージVictory	横須賀市大矢部3丁目1番3号	荻野裕太	はり・きゅう
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125号	篠崎綾	はり・きゅう
同	からだづくりはり・きゅうマッサージ院	東京都葛飾区東新小岩4丁目17番13号2F	高井俊伸	あん摩・マッサージ
令和4年6月1日	まつうら鍼灸マッサージ	横須賀市上町3丁目10番地赤穂ビル1F右	松浦孝	あん摩・マッサージ
同	まつうら鍼灸マッサージ	横須賀市上町3丁目10番地赤穂ビル1F右	松浦孝	はり・きゅう
同	ことぶき治療院	横須賀市公郷町3丁目111番地1ソレイユ公郷301	菊池寿之	あん摩・マッサージ
令和4年7月1日	からだ元気治療院横須賀北久里浜店	横須賀市岩戸5丁目27番22号	鈴木沙織	きゅう
令和4年9月1日	原鍼灸院	横須賀市林2丁目7番3号	原隆	あん摩・マッサージ
同	原鍼灸院	横須賀市林2丁目7番3号	原隆	はり・きゅう
令和4年10月1日	逸見駅前整骨院	横須賀市東逸見町2丁目81番地10	青柳憲征	柔道整復
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125号	井上雅揮	あん摩・マッサージ
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125号	井上雅揮	はり・きゅう
令和5年2月1日	からだ元気治療院横須賀北久里浜店	横須賀市岩戸5丁目27番22号	鳥山芽衣	はり・きゅう
同	赤羽鍼灸整骨院	横須賀市長坂2丁目9番36号	三瓶行幹	柔道整復
同	赤羽鍼灸整骨院	横須賀市長坂2丁目9番36号	中山大地	柔道整復
令和5年3月1日	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125号	高橋洋介	はり・きゅう
同	市原 彬光	横須賀市根岸町4丁目2番1号フィールドマンション703号	市原彬光	あん摩・マッサージ
同	杉山整骨院	横須賀市久里浜4丁目12番24号	小笠原大介	柔道整復
同	杉山整骨院	横須賀市久里浜4丁目12番24号	小笠原佳恵	柔道整復
同	杉山整骨院	横須賀市久里浜4丁目12番24号	杉山隆一	柔道整復
同	リプラス	東京都大田区池上6丁目14番15号コート・ドール池上3階	小野田 拓人	あん摩・マッサージ
同	リプラス	東京都大田区池上6丁目14番15号コート・ドール池上3階	小野田 拓人	はり・きゅう
令和5年4月1日	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125号	城後真佐枝	あん摩・マッサージ
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125号	矢作諒夏	あん摩・マッサージ
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125号	城後真佐枝	はり・きゅう
同	鍼灸整骨院ひまわり	横須賀市根岸町3丁目1番6-125号	矢作諒夏	はり・きゅう
同	あゆみ鍼灸整骨院	横須賀市久里浜4丁目8番13号小石川ビル1階	吉川英樹	あん摩・マッサージ
同	彩雲マッサージ鍼灸院よこすか	横須賀市長坂2丁目9番4号2F	秋山彩雲	あん摩・マッサージ

同	彩雲マッサージ鍼灸院よこすか	横須賀市長坂2丁目9番4号2F	秋山彩雲	はり・きゅう
令和5年5月1日	訪問マッサージVictory	横須賀市大矢部3丁目1番3号	西形茂浩	あん摩・マッサージ
令和5年6月1日	アキュ整骨院	横須賀市追浜本町2丁目1番地45	中澤宏典	柔道整復
同	ジョイ整骨院	横須賀市大津町3丁目18番12号	植田昌史	あん摩・マッサージ
同	ジョイ整骨院	横須賀市大津町3丁目18番12号	杉下翔太	あん摩・マッサージ
同	ジョイ整骨院	横須賀市大津町3丁目18番12号	植田昌史	はり・きゅう
同	ジョイ整骨院	横須賀市大津町3丁目18番12号	杉下翔太	はり・きゅう
令和5年8月1日	名倉堂駅前鍼灸接骨院	横須賀市久里浜4丁目10番11号杉山ビル1階	西村倫央	はり・きゅう
同	名倉堂駅前鍼灸接骨院	横須賀市久里浜4丁目10番11号杉山ビル1階	西村倫央	柔道整復
令和5年9月1日	じゅん鍼灸治療院	横須賀市衣笠栄町1丁目20番地4衣笠住宅2階	原 淳	あん摩・マッサージ
同	じゅん鍼灸治療院	横須賀市衣笠栄町1丁目20番地4衣笠住宅2階	原 淳	はり・きゅう

横須賀市告示 265 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横須賀市立田浦保育園の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年12月25日

横須賀市長 上地 克明

- 管理を行う施設
保育園条例（昭和26年横須賀市条例第69号）第2条の表に規定する横須賀市立田浦保育園
- 指定管理者
東京都新宿区西新宿2丁目3番1号新宿モノリスビル
株式会社ベネッセスタイルケア
代表取締役 滝山 真也
- 指定期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- 管理業務の範囲
(1) 第1項に掲げる施設において保育を行うこと。
(2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第 266 号

令和3年横須賀市告示第242号により指定した中央こども園病児・病後児保育センターの指定管理者を次のとおり変更し、令和6年4月1日から施行します。

令和5年12月25日

横須賀市長 上地 克明

変 更 後	変 更 前
東京都渋谷区南平台町1番10号 ル・アンジェ共同事業体 代表者 ル・アンジェ株式会社 代表取締役 濱田 浩三	東京都渋谷区南平台町1番10号 ル・アンジェ株式会社 代表取締役 濱田 浩三

横須賀市告示第 267 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、池上コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年12月25日

横須賀市長 上地 克明

- 管理を行う施設
コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）第2条第1項の表に規定する池上コミュニティセンター
- 指定管理者
横須賀市小川町11番地
一般財団法人シティサポートよこすか
代表理事 竹内 英樹
- 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 管理業務の範囲
(1) 第1項に掲げる施設の使用の許可に関する事。
(2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第 268 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、産業交流プラザの指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年12月25日

横須賀市長 上地 克明

- 管理を行う施設
産業交流プラザ条例（平成5年横須賀市条例第37号）第2条に掲げる施設
- 指定管理者
東京都千代田区三番町2番地
株式会社コンベンションリンクエージ
代表取締役 平位 博昭
- 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 管理業務の範囲
(1) 第1項に掲げる施設の使用の許可に関する事。
(2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他協定に定める業務

横須賀市告示第 269 号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除却年月日	保管期間
はり札等	5	佐野町6丁目、二葉2丁目及び野比1丁目地内	令和5年11月1日から同月30日まで	告示の日の翌日から起算して2週間

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所及び返還日時

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

(2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第270号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移動年月日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保管場所
	自転車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和5年11月1日から同月30日まで	55台	1台	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町3丁目48番地
同	4	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	4	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	27	6	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	9	0	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	4	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	0	1	新大津駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	17	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	0	2	Y R P野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	13	3	浦郷町5丁目、長浦町5丁目、吉倉町1丁目、汐入町3丁目、小川町、平成町3丁目、三春町1丁目・2丁目、公郷町2丁目・4丁目・5丁目、小原台、内川1丁目、佐原4丁目、久里浜1丁目及び野比5丁目地内の道路	同
同	1	0	横須賀駅第2自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	2	0	堀ノ内駅自転車等駐車場	同
同	1	0	北久里浜駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	北久里浜駅第2自転車等駐車場	同
同	1	0	京急大津駅自転車等駐車場	同

同	0	1	久里浜駅自転車等駐車場	同
同	1	0	Y R P野比駅第1自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第271号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和5年12月25日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
835	旧	田戸台12番の13地先から 田戸台67番の9地先まで	メートル 1.8～ 2.9	メートル 26.6
	新	田戸台12番の13地先から 田戸台67番の9地先まで	1.8～ 3.5	26.6
1,209	旧	阿部倉25番地先から 阿部倉13番の2地先まで	1.8～ 2.0	25.3
	新	阿部倉25番地先から 阿部倉24番地先まで	3.1～ 7.8	25.3

横須賀市告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、漁港区域内駐車場の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行う施設
横須賀市漁港管理条例（昭和42年横須賀市条例第17号）第6条の2に規定する漁港区域内駐車場
- 2 指定管理者
福岡県福岡市中央区今泉2丁目5番24号
野比海岸ジャンケンチーム
代表者 株式会社ブルースカイ
代表取締役 貞 末 真 吾
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
- (1) 第1項に掲げる施設の使用の許可に関すること。
(2) 第1項に掲げる施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他協定に定める業務

横須賀市公告第255号 (令和5年12月15日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第256号 (令和5年12月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和5年度	介護保険料納入通知書	6月分、7月分、8月分、9月分、10月分及び11月分の納期限は、令和6年1月4日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第257号 (令和5年12月15日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達がで

公 告

横須賀市公告第254号 (令和5年12月15日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

きないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	発付年月日
令和5年度	介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書	令和5年6月15日

(別紙略)

横須賀市公告第258号 (令和5年12月15日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和5年度	介護保険料	9月分	令和5年10月31日

(別紙略)

横須賀市公告第259号 (令和5年12月15日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和4年度	国民健康保険料変更通知書	減額分 11月分の納期限は、令和6年1月4日に変更する。
令和5年度		減額分 10月分及び11月分の納期限は、令和6年1月4日、同年2月29日及び同年4月1日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第260号 (令和5年12月15日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和5年度	国民健康保険料	6月分	令和5年7月28日
		8月分	令和5年9月29日
		9月分	令和5年10月31日

(別紙略)

横須賀市公告第261号 (令和5年12月15日) 掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月15日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第262号 (令和5年12月15日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、後期高齢者医療保険料納入通知書の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	備 考
令和5年度	後期高齢者医療保険料納入通知書	7月分から9月分までの納期限は、令和6年1月4日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第263号 (令和5年12月15日) 掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月15日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和5年度	後期高齢者医療保険料	9月分	令和5年10月31日

(別紙略)

横須賀市公告第264号 (令和5年12月15日) 掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年12月15日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和4年9月2日 令4開第5号	令和5年12月8日 令5第9号	横須賀市上町1丁目58番1ほか12筆	横須賀市日の出町一丁目7番地 株式会社ベルテックス 代表取締役 武 田 哲

横須賀市公告第 265 号 (令和5年12月19日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年12月19日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 266 号

新型コロナウイルス感染症の予防接種について(令和5年横須賀市公告第78号)の一部を次のように変更します。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

第4項第1号列記以外の部分中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イを同号ウとし、同号ア中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。) 生後6月以上の者

第4項第2号列記以外の部分中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、同号に次のように加える。

カ コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和5年8月2日に第一三共株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、MAFB-7256aを含むものに限る。) 12歳以上の者

横須賀市公告第 267 号

建築協定条例施行規則(昭和47年横須賀市規則第42号)第1条の規定に基づき湘南たけやま住宅地建築協定の認可申請書が提出されたので、建築基準法(昭和25年法律第201号)第71条の規定により公告します。

その認可申請書及び関係図書は、次のとおり関係人の縦覧に供します。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 縦覧期間 令和5年12月25日から令和6年1月25日まで
2 縦覧時間 午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで
3 縦覧場所 横須賀市都市部建築指導課

横須賀市公告第 268 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和5年12月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市長井1丁目516番
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市長井1丁目9番1号 嘉山信夫

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長井6丁目1番10号 池永健助

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市林4丁目46番、47番及び50番
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市林4丁目79番地 永野隆春

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市林4丁目4番4号 鈴木征子

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市秋谷字御代定5523番、5525番及び5531番
2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名 横須賀市秋谷2丁目1110番地

株式会社平凡野菜 代表取締役 藤原信良

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市秋谷5301番地 新倉和弥

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市秋谷2丁目1110番及び1111番
2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名 横須賀市秋谷2丁目1110番地

株式会社平凡野菜 代表取締役 藤原信良

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市秋谷1丁目4番38号 梶谷サワ

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市秋谷2丁目1112番、1113番及び1114番
2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名 横須賀市秋谷2丁目1110番地

株式会社平凡野菜 代表取締役 藤原信良

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市秋谷2丁目14番15号 若命賢一

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市芦名2丁目2566番1及び2567番1
2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名 横須賀市秋谷2丁目1110番地

株式会社平凡野菜 代表取締役 藤原信良

- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市芦名2丁目26番20号 志村佳子

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第49号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和5年12月25日

横須賀市上下水道事業管理者 横須賀市上下水道局長 長島洋

Table with 6 columns: 登録番号, 給水装置工事事業者名, 代表者名, 所在地, 指定年月日, 有効期限. Row 1: 646, 株式会社SFS, 鈴木大保, 藤沢市天神町一丁目19番地の24, 令和5年11月30日, 令和10年11月29日

横須賀市上下水道局告示第50号 (令和5年12月25日) 掲 示 済

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、令和6年1月1日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和5年12月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

下水を排除し、及び処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の方式	終末処理場の位置及び名称
汐入町3丁目の一部	別図のと おり	合流式	横須賀市三春町2丁目1番地 横須賀市下町浄化センター
秋谷2丁目の一部		分流式	横須賀市長坂2丁目2番2号 横須賀市西浄化センター

(別図略)

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第68号 (令和5年12月1日) 掲 示 済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,619です。

令和5年12月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫



横須賀市選挙管理委員会告示第69号 (令和5年12月1日) 掲 示 済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、110,303です。

令和5年12月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫



横須賀市選挙管理委員会告示第70号 (令和5年12月1日) 掲 示 済

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、55,152です。

令和5年12月1日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫